

中国近世の身分制に関する覚書

— 高橋芳郎著 『宋—清身分法の研究』 節記 —

伊 藤 正 彦

はじめに

日本法制史研究者の水林彪氏は、身分制社会を「諸個人が生得的に帰属するところの団体（たとえば家）によって、社会的分業が編成されているような社会」、「社会的分業が家業・家職のアンサンブルとして存在するような社会」と定義し、その対比において帝政中国（専制国家成立以降の中国前近代社会）、とりわけ宋代以降の近世社会は脱身分制的国制が実現した社会であったと主張している。¹確かに、帝政中国には、西欧・日本の中世後期・近世に見られたような家業・家職、さらに皇帝の地位を除いて世襲制は存在しない。こうした点からも、帝政中国は日本・西欧など封建制を経験した社会とは異なる性質をもつ社会であったことが確認される。しかし、家業・家職や世襲制が存在しなかったことをもとに帝政中国における身分の存在までも否定するとすれば、それは西欧・日本の史実に偏った理解であろう。岸本美緒氏は、水林氏の上掲主張に対して、庶民よりも人格的優越性を公認された官僚資格保有者、良民に対する賤民とされた清代の奴婢などの例を挙げ、身分を市民的平等と区別される全人格的差等という意味に解せば、身分は帝政中国にも存在したと指摘している。²求められるのは、西欧・日本の史実をもとに帝政中国における身分の存在を否定するのではなく、とりあえず身分を近代

的な市民的平等に対する全人格的差等と広くとらえたうえで、西欧・日本と対比しながら帝政中国の身分編成原理の特質を明らかにしていくことだろう。

さて、こうした問題を考えるにあたって、二〇〇一年二月に上梓された高橋芳郎著「宋—清身分法の研究」(北海道大学図書刊行会、三三四頁+Ⅹ頁)は極めて示唆に富む。本書は、宋元史を中心とした税役制度、土地制度、身分制、農村経済、法・裁判制度など多岐に亘る高橋氏の研究成果のうち、身分制に関する一連の論文に必要な修正を施してまとめられたものである(修正は、体裁の統一、明確な誤りの訂正、史料の補充に止まり、第二章の第一節を除いて旧稿の論旨の基本点は維持されているという)。

本書の構成は次の通り。括弧内は原発表年を示す。

はしがき

第一章 宋元代の奴婢・雇傭人・佃僕の身分(一九七八年)

第二章 宋元代の佃客身分(一九七八年)

第三章 中国史における恩と身分(一九九三年)

第四章 宋代の雑人・雑戸の身分(一九八六年)

第五章 宋代の士人身分(一九八六年)

第六章 唐宋身分編成原理の転換(一九八六年)

第七章 明代の奴婢・義子孫・雇工人(一九九三年)

第八章 明末清初期、奴婢・雇工人身分の再編と特質(一九八二年)

付 論 乾隆五三年条例の解釈をめぐって(一九七八年)

「はしがき」において高橋氏は、「身分ないし身分制度の研究は、制度的法的な側面の理解、身分集団の実態解明のほ

かに、当時の人々の身分観や身分意識をも視野に入れてはじめて全面的な研究たりうると考えられるが、本書は前者の問題を中心に論じたもので、身分観や身分意識の問題には少しく論及しているにすぎない。その意味において、本書は書名通り「身分法の研究」であつて「身分」の研究ではない(Ⅷ頁)と述べる。だが、これには多分に著者の謙遜が含まれてゐるように思う。確かに、本書が主題とするのは「公的制度的身分」＝法的身分の問題であるが、構成からも窺えるように、唐代から清代という長いタイム・スパンをとり、戦後日本・中国の歴史学界で中国史の時代区分とも関わつて大きな争点となつた宋元期の佃戸や明清期の雇工人の性格、支配階級の身分、唐宋変革の性格など多くの重要な課題を論じており、そこには後段に示すように宋代以降の近世、さらには秦漢期以来の身分編成原理に関する斬新な議論が示されている。小論は、高橋氏の身分制論の体系を検討することを通して、帝政中国、とくに近世中国社会の身分編成原理の特質に関する鄙見を整理する機会としたい。

一 高橋氏の身分制論の体系

(a) 実証的側面

高橋氏の身分制論の体系を整理することから始めよう。本書の議論は、個別の身分の特質を実証的に分析した側面と、帝政中国の身分編成原理を理論的に分析した側面との二つから織りなされている。章ごとに順に論旨をまとめるのは避け、二つの側面に区分して整理していくことにしよう。実証的分析では、宋元期の雇傭人身分と佃戸身分の問題、明清期の雇工人身分の問題、唐代の部曲身分と宋代の雑人・雑戸の問題、宋代の士人身分の問題などが検討されている。

宋元期の雇傭人身分と佃戸身分(第一章・第二章) 従来、宋代の大土地所有下の直接生産者として、佃戸とともに「奴婢」・雇傭人の存在が指摘されてきた。確かに、宋元期の史料には「奴婢」の存在、またその発生原因として良民の売買

や債務奴隸化(掃屬賣)を挙げる事例が頻出する。しかし、宋元期を通じて良民の売買と人身の債務への准折は法律上厳禁されており、奴婢の法的身分の成立には、犯罪や俘虜化によって没官され良民身分が剥奪される手続きが不可欠であった。しかも、宋代では犯罪・俘虜による奴婢は、官衙に繫属されて民間に流出することはなかった。したがって、宋代の史料上の「奴婢」、また「奴僕・僮僕・軀口」等と呼ばれる者は、法的身分の奴婢ではなく、ほとんどすべてが雇傭人の賤称であつた。

では、宋元期の雇傭人身分とはどのような存在であつたか。雇傭人は、①もっぱら日傭ないし日傭単位の雇傭によって生計を営む者、②何らかの生計をもち雇傭労働によつて生計を補充する者、③長期間雇傭され、雇傭期間中は主家内に居住してその経営に包摂されて生活する者など、多様な存在形態を示すが、雇傭人身分の者が法的に主家の擬制的家族員として主罪告発の規制や主蔭の適用を受けたことからすれば、③の存在形態の者が雇傭人の法的身分の中核的基礎であつた。当時の雇傭関係(「雇・傭」等の語で表現される関係)には、国家から公認されたものだけでも、およそ(a)一定の年月ごとに雇傭の支払いを受ける人身の賃貸借、(b)雇傭の前払いを受けて服役し、期限満了時に解放される労働消却質、(c)雇傭元本の前払いを受けて服役し、期限満了時に元本の返済(贖回)が人質解放の条件となる利質(元代では多く典雇と呼ばれた)、これら三つの形態が存在しており、そのうち(b)労働消却質と(c)利質が大勢を占めた。とくに(c)利質の場合は、贖回されずに掃屬質化する傾向があり、現実の雇傭人には、誘略や違法な転雇によつて事実上人身売買された者、債務に准折されて債務奴隸化した者、利質で贖回されないまま永代的債務奴隸化した者が多数存在した。このように雇傭人の多くは事実上の人身売買・債務奴隸化によつて服役した者であり、主家の強度の家父長制的支配下に置かれ、主家との間に「主僕の分」という身分規制が存在することが国家によつて保障されていた点からして、雇傭人身分の者は家父長制的家内奴隸として階級的に規定できるといふ。

以上の奴婢・雇傭人に関する認識を踏まえながら、高橋氏は佃戸を佃僕・地客と佃客の二つに区分する。第一の佃僕・

地客は、雇傭人と同じく「僕」と呼ばれながらも佃戸的存在形態を示した存在である。佃僕と地客は、当時の同一個人の著作には殆ど併出しないことから、同一実体の別称（地方的慣習によって別個に呼び慣わしていたもの）と推測される。その出自には、およそ①主家の下に蓄養された奴僕＝雇傭人が、婚配を受けること（妻帯せしめられること）を契機に直營地以外の出租地を耕作する佃戸的形態へ上昇するケース、②小農民が債務への准折や飢饉時の収養などによって没落するケースの二つがあった。佃僕・地客は、自己の家族と経営をもち、主家に租課を納めるとして存在形態の点では佃客と同じ性格を示すが、佃客とは異なり、主家との契約が雇契・典契であることに基ついて法的身分は雇傭人身分であり、それゆえ主家との間は「主僕の分」によつて身分規制された。

第二の佃客は、主家との契約が租契であることに基ついて佃客法が適用され、主家との間は「主佃の分」によつて身分規制された存在である。この佃客に関して、従来、佃戸の性格理解の重要論点とされてきた点を高橋氏は検討する。一つは、主佃間の刑法上の不平等規定¹¹「主佃専法」について。従来、「主佃専法」は主佃間の対立の激化と抗租闘争に対する弾圧・反動立法であり、その存在に佃戸の地位低下を読み取ろうとする理解がなされてきた。しかし、佃客の法的地位は、佃客の犯主は凡人に一等を加えるという北宋の規定以降、南宋期の姦淫罪規定を除いて佃客の地位低下を示す確証が存在せず、遅くとも元代には佃客は凡人並みに地位を回復していたという。二つは、「主佃の分」による身分規制について。佃客は、旧雇主の同居親との通婚禁止、主罪告発の制限といった雇傭人の場合のような規制が見られず、主家に対する同一犯罪の刑量のあり方も、雇傭人身分の者よりも上位に位置付けられていた。また、かつて主佃間の身分規制は明初に「主僕の分」から「長幼の序」に転換したという理解もなされてきたが、洪武五（一三七二）年五月の郷飲酒札の詔に見える「長幼の序」による身分規制は、「齒序」の論理に基づく郷村の教化・秩序維持に「主佃の分」が反映したものであり、田主―佃客間の身分規制は宋代から清代に至るまで一貫して「主佃の分」であったという。三つは、佃戸の移転の自由・不自由（四川地方を除く）について。佃客の居住地移転に関しては、北宋の天聖五（一〇二七）年の詔によつて、移

転に際して地主の憑由を要件とされていた点が撤廃され、その後は収獲完了時に主佃間の協議をもとに行なうように改められた以外には法的規制は存在しない。そもそも、天聖五年の詔で問題となった佃戸は、地主の家屋に居住して生産手段のほとんどを地主に依存した不安定な佃戸（浮客）であり、また従来、佃戸の移転の不自由を示す例証とされた「随田佃客」は佃客の売買を土地売買に捺りかえる違法な仮託行為であり、しかもその対象は雇傭人身分の佃僕・地客であった。つまり、佃客は移転の自由をもつ存在であったという。

明清期における奴婢身分と雇傭人身分の展開（第七章・第八章・付録） 明朝は、奴婢の保有主体について、①功臣（公・侯・伯の爵位保有者）へ給賜する、②庶民の奴婢保有を禁止するという独特の規定を設けた。しかし、明代中期以降、現実には人身売買・投靠の山口や義子孫（義男・義女）の法形式によって官僚層や庶民層の下に実質的には奴婢と同質の無期の服役労働者が蓄積され、また宋元期と同様に多様な存在形態をもつ有期的な雇傭労働者＝雇傭人が蓄積されており、こうした官僚層や庶民層に保有された私的隷属民をいかに法的に身分規制するかが明朝の課題となった。奴婢については、官僚層には奴婢保有が認められるとする解釈が見られたものの、明朝は官僚層・庶民層とも彼らが保有する無期的服役労働者を奴婢とは認めない立場を堅持した。義子孫については、多くの場合、雇傭人として処理したと推測されるが、弘治年間から恩養の深淺、財産分配と婚配の有無、犯罪の種類といった条件の違いによって科刑に差を設ける条例が登場した。雇傭人の身分認定については、地域・時期や裁判の審級によって不統一であり、混乱が見られた。

こうした対応を経て、無期的服役労働者・有期的雇傭労働者について新たな規定——いわゆる萬曆一六（一五八八）年の新題例が登場した。それは、雇傭契約を立て雇傭期間を議定している者を雇傭人とし、財買の義男のうち、恩養が長く婚配を受けた者は子孫と同じく扱い、恩養が短く婚配を受けていない者は、士庶の家の場合には雇傭人として、官僚（籍紳）の家の場合には奴婢に準じて扱うというものであった。その画期性は、義男という法形式に限るとはいえ、官僚の家・士庶の家ともに財買の手段による他人の労働力の保有を公認し、良民の売買の禁止という原則が実質的に放棄されたことにある。

たが、それでも良民は売買によつては奴婢身分には転化しない。官僚層・庶民層による奴婢保有の禁止という原則は維持されていた。

清朝は明朝の規定を踏襲したが、現実には庶民の奴婢保有禁止規定は問題とされることなく、「奴婢」と呼ばれる者はアブリオリに奴婢身分として処理され、官僚層・庶民層による事実上の奴婢保有の既成事実化が進行した。かくて、雍正五（一七二七）年の条例では、漢民族の「奴婢」について、奴婢間に生まれた者、紅契で購入した者、雍正五年以前に白契で購入した者、長年恩養を受けた者、婚配を受けて子息のある者、これらを奴婢として認定した。これは、売買を通じた良民の奴婢化を公認し、奴婢は国家による良民身分の剥奪を要件として成立するという伝統的な奴婢の身分編成原理を大きく転換したものであった。

雇工人身分については、乾隆二四（一七五九）年、乾隆三二（一七六七）年、乾隆五三（一七八八）年に改修がなされたが、いずれも雇傭労働者の身分規制にとつてどのような基準が適合的かという技術的改革であり、雇傭年限の細分化を経て、最終的には「主僕の分」の有無が認定基準になったという。

以上の宋代～清代の雇傭人・佃客身分と関わつて、雇傭人や佃客など社会的事実として存在している私的な社会関係の中に国家が法的社会的格差を設定する根拠は何であつたについても第三章で検討されている。当時の中国社会で最も普遍的かつ基本的な社会関係であつた家族・親族関係内における尊卑・長幼の関係、服制上の上下関係の基礎は、「恩義」に基づくと考えられていた。身分格差は「恩義」の深淺・軽重に比例するものであり、雇傭人・佃客の場合も家族・親族関係の「恩義」の延長と見なされていた。雇傭人・佃客にとつての「恩義」の内実は、衣食の給養と婚配であり、生存し続けること、子孫を残すことという生命体にとつての最低限の欲望の充足を他者に依存することは、最も人格的隷屬を強いられることだつたという。

唐代の部曲身分と宋代の雑人・雑戸（第四章・第六章） 唐代の上級賤民たる部曲の性格については、従来、いずれも唐

代社会に一定の構成的比重をもって存在した部曲の社会的存在形態の実態が法制上に反映していたと想定して議論されてきた。しかし、部曲身分成立の法的手続きを検討すれば、部曲とは解放された私奴婢が依然として旧主人の下に留め置かれた者であり、部曲身分成立の途は、出生による再生産以外には、主人が私奴婢を解放して部曲とすること、贖罪の私奴婢を主人が保有し続けることの二つ以外にはなく、部曲の存在の数量は過小であったと考えられる。したがって、部曲を唐代の主要生産者と見なす見解や一定の構成的比重をもって存在した私的隷屬民の隷屬性が部曲身分に反映したと考える見解は否定せざるを得ないという。

部曲身分は、良民が賤民以外の人身を保有することは認めず、私奴婢の解放された者でも旧主人の下に留め置かれた者は良民たり得ないという唐朝の支配理念に基づいた身分であり、その支配理念が放棄された宋代では部曲身分は存在すべくもなかった。宋代の法律史料・判語に良民と賤民、主人と奴婢に関する法律・事案が全く存在しないことが示すように、宋代には部曲身分の発生源である私賤民は存在せず、官奴婢のみが存在し、しかも民間への流出の途は閉ざされており、宋代ではほぼ良賤制が消滅した。

宋代には良賤制に代わり賤業による区別の觀念が顕在化した。その一つが雑類・雑人(兩者は同一実態の同義語)である。雑類・雑人とは、士・農・工・商、僧侶・道士・軍人以外の雑多な職業に従事する者を意味し、具体的には伎術(俳優)、師巫(巫女・占い師)、游手(定職なき遊び人)、末作(非日用的雑器職人)、牙僧(仲介人)、缸稍(船頭)、妓樂(芸者)、岐路(大道芸人)、幹人(執事)、僮僕(雇傭人)などであった。彼らは、賤視されていたものの、一定の条件下で科挙に応じることもできる存在であり、賤民とは異なっていた。また、宋代には雑戸という史料用語もあったが、それは漢族以外の雑多な人種の戸、あるいは姦通罪を犯した女性を官妓とする身分刑の意味であったという。

宋代の士人身分(第五章) 宋代における科挙制度の整備と官立・私立学校の普及は、官僚身分をもたない膨大な読書人層を創出した。無官の読書人は士人・士子・士類と呼ばれ、举人・太学生・州県学生員など科挙の階梯を歩む読書人の

ほか、科挙を目指すことのない読書人もその範疇にあつた。士人の本質的要件は、儒教的教養の修得と道徳的实践にあつたからである。士人は、郷里社会（県レヴェル）において官僚身分保有者^{II}士大夫に次ぐ身分的地位をもつ者と認識され、その地位と読書人相互の結合関係を背景として、郷里社会の課題解決の指導者の役割を果たすと同時に、地方行政へ介入し私利を追求する事態も見られた。

こうした士人の地位は、社会的身分としてだけでなく、役法・刑法上に優免特権が認められており、とりわけ挙人は、科挙階梯上は臨時的資格であつたが、社会的法的には終身資格であつた。役法上の特権とは、挙人・生員には丁役（本人の郷役）が免除されており、挙人の場合は終身、生員の場合は臨時に免除された。刑法については、挙人・太学生・生員の場合、公罪（公務上の悪意のない犯罪）は贖罪が可能であり、学校内の軽微な犯罪は「学規」によつて処理された。また科挙階梯上には不在野の読書人についても、地方官の自由裁量の下に「教刑」（州県学の自訟齋における一定期間の強制的学習改過）の適用によつて処理される特権が認められていた。

(b) 理論的側面

高橋氏は、前節に整理した実証的分析の過程で、帝政中国における身分編成原理の特質と中国近世の社会構成に関する理論的把握を幾つか行なっている。次に、理論的把握の側面を整理することにしよう。

二つの身分編成原理——「演繹的設定論」的身分と「帰納的反映論」的身分——帝政中国の社会には上下、貴賤の身分差が常に見出せるものの、身分間の移動が常に頻繁に生じており（王朝交代とは、新たに皇帝身分を持つ者の誕生であり、皇帝身分も例外ではないという）、帝政中国は西欧・日本の中世・近世社会のような閉じられた身分制社会ではなかつた（はしがき・第三章）。こうした開放的な性格をもつ帝政中国の身分関係には、二つの身分編成原理があつたという。

第一は、国家の制度・法令・政策などを規定した国家の支配理念に基づいて演繹的に設定された身分^{II}「演繹的設定論」的身分である。その典型は、唐代の奴婢や部曲であるという。奴婢身分は、秦漢期から清・雍正五年の条例に至るまで、

国家による良民身分の剥奪を要件として成立するものであり、国家の礼的秩序の下で良民に対する賤民として位置付けられることによつて一義的に成立した。特に、唐代の奴婢・部曲は、良民が他者の人身を保有し得る対象は賤民以外には認めないという唐朝の支配理念から演繹的に設定されたものであった。この奴婢・部曲身分のように、単に国家の法令によつて規定されただけでなく、国家の支配理念から演繹的に設定された身分を、高橋氏は「国家的身分」と規定する(第六章・第八章)。

第二は、社会内部の私的支配隷属関係の中から国家が一定の相対的基準を抽出することによつて帰納的に定立する身分「帰納的反映論」的身分である。その典型は、宋代以降の雇傭人や佃客であるという。雇傭人の場合、国家は現実の多様な雇傭関係の中から契約書・年限の有無、雇傭期間の長短、衣食の給養の有無、主人と同居可否などの基準を抽出して雇傭人身分を定立した(第三章・第六章・第八章)。

この二つの身分は、前者は主人以外の第三者との間でも賤民として位置付けられる政治的社会的身分であるのに対して、後者は主人・田主との間においてのみ個別的に成立するいわば法身分・職業身分であるという点にも、両者の性格の相違が現れているという。

唐宋変革における身分編成原理の転換 高橋氏は、宋代における部曲身分の消滅と雇傭人身分の形成という現象は身分編成原理の大きな転換があったことを示すと主張する。先に整理したように、部曲身分が良民間の支配隷属関係の存在を原理的に否定し、「良民は良民である限り均しく皇帝と直接的な関係の下にあらねばならない」という唐朝の支配理念から演繹的に設定された身分「国家的身分」であつたのに対して、宋代に形成された雇傭人身分は、「良民の階層分化によつて生じた私的な支配」隷属関係の存在を宋朝権力が体制的に容許・公認し、それを法制上へ反映・昇華させることによつて成立した「帰納的反映論的な身分」であつた。両者の相違は、唐朝の支配理念が「佃戸制の形成を重要な部分とする」ところの良民内部の私的支配隷属関係の展開の前に、終に宋朝権力によつて否定され放棄された」結果、生じたものであ

るといふ(第六章)。

支配階級の特質 高橋氏は、宋代の士人身分に関する実証を踏まえて、中国近世社会の支配階級の特質について次のように理論的に展望する。経済的支配階級である地主は、地主であることよつてのみは郷里社会の社会的・政治的支配者となること、すなわち領土化することなかつた。地主が支配の正当性を確保するには、専制国家機構の中に官僚や士人として自らの地位を得る必要があつた。宋代における士人身分の成立と彼らの郷里社会での諸活動のあり方は、かつて重田徳氏が明末以降に成立すると構想した「土地所有に基づかぬ支配」としての「郷紳支配」の原型が南宋社会に成立しつたあつたことを示唆するといふ(第五章)。

二 高橋氏の身分制論の意義

本書において高橋氏は奴婢、部曲、雇傭人、佃客、雑人、士人などの身分の性格を論じているが、高橋氏の身分制論の意義として第一に指摘すべきは、個別の身分の分析方法である。従来¹⁾の身分制研究は、仁井田陞氏の雇傭人論・佃戸論に端的に見られるように、史料上の「奴婢」「奴僕」「佃僕」などの語句の同時代的意味を十分に分析することなく、その身分の性格を明確にしないまま、史料用語の語感から階級的性格を論じる²⁾嫌いがあつた。その背景にあつたのは、「国家が既存の階級関係を国家的秩序のなかに編成するとき、はじめてそこに身分秩序が生れる」といふ石母田正氏の理解³⁾、「一つの身分は、一つの階級の実体の法的反映」といふ安良城盛昭氏の理解⁴⁾と共通した理論的理解であろう。次の引用に明確なように、高橋氏はそうした理解とは訣別する。

経済関係や階級関係が一義的に身分関係を規定していたのではなく、身分関係が経済関係を規定する場合もあれば、両者が全く関わりを持たない場合すらありうる……。(第三章、一三二頁)

高橋氏は、身分と階級とはまったく別次元の問題である（身分的性格と階級的性格は別個に分析する必要がある）と理解した上で、個別の身分について、史料用語の同時代的意味、法制定の意味、身分成立の法的手続きを詳細に探り、個々の法的身分成立の論理を明らかにしてゆく。

第二は、高橋氏の明らかにした史実が身分制だけでなく、中国史認識全体に関わる緊要なものであることである。唐代の部曲、宋元期の雇傭人・佃戸、明清期の雇工人の性格は、日本・中国の歴史学界において中国史の時代区分と関わる重要問題であり、とくに高橋氏が提出した宋元期の雇傭人論と佃戸の二類型論（佃僕・地客と佃客の二類型）は、戦後日本の中国史研究において最大の争点であった地主佃戸制の性格論争を実質的に終熄させる大きな成果であった。その後、高橋氏の佃戸の二類型論は、渡辺信一郎・宮澤知之両氏らによって、前代の大土地所有下からの形成過程、経済の本質規定、存在形態の実態が追究され、佃僕・地客型佃戸は唐代の奴婢・「私属」が自立することによって形成され、家父長制的農奴としての性格をもつことが主張され、佃客の実態の多くは、自ら土地を所有しながらも生計補完のために地主の土地を賃貸借する自小作農であり、宋朝国家からは税役負担者の主戸として把握される下等主戸（四等戸・五等戸）であったことなどが明らかにされた。高橋氏の佃戸の二類型論を起点とするこれらの成果は、戦後日本の中国史研究がかつて主流であった中国封建制論を克服する実証的基礎となった。また、一九八〇年代以降、日本の中国史研究では明清史を中心に「地域社会論」の潮流が形成され、社会集団・組織や移住史などについて斬新な成果を収めており、その影響は宋代史にも及んでいるが、高橋氏が明らかにした宋代における士人身分の形成と諸活動のあり方は、その前提認識となっている。

第三に、高橋氏の身分制論の最大の意義は、中国近世社会、ひいては帝政中国における法的身分の基本的な編成原理を明らかにしたことであろう。高橋氏は本書で奴婢、部曲、雇傭人、佃客、雑人、士人といった法的身分の成立要件を論じているが、そのいずれもが国家の関与を俟って成立することを明らかにしている。高橋氏が国家の支配的理念に基づいて演繹的に設定された身分Ⅱ「国家的身分」として規定した奴婢と部曲については、確認する必要はないだろう。宋代以降

の雇傭人・佃客は、高橋氏の指摘によれば、雇主・田主との間でのみ成立する単なる法身分・職業身分であるが、雇主・田主と雇傭人・佃客の当事者間で安定的に身分認定されるのではなく、その身分関係は法廷の場に持ち込まれ、国家の認定によって始めて当事者が身分関係を認知するような場合さえあった。雑人は、国家が戸の職業を把握して編成するものであった。士人については、その中核をなす挙人・生員は科擧の階梯上に資格を有する者であり、科擧を目指すことのない読書人も「引試」という地方官による試験を経て士人の身分が正式に認定された。

このように、身分が社会のレヴェル、当事者の間で認定されるのではなく、皇帝から地方官というレヴェルの相違はありながらも、すべて国家の関与を俟って成立するという中国近世社会の法的身分の編成原理は、西欧・日本の中世後期・近世社会とは対極的な特質を具えたものである。たとえば、日本近世社会の場合、百姓、町人、穢多¹⁰かわた身分は、村、町という地縁的・職業的共同体、自治組織によって決定されており、身分は社会のレヴェルで自律的に決定されるものであった¹¹。また、日本史研究では、身分を階級関係の国家的編成、あるいは階級の法的反映とする理解が夙に克服され、身分とは前近代社会の各種自律集団・組織内に形成される人間の類別であり、身分はその所属集団・組織によって決定されるという理論的理解もなされている¹²。しかし、それは中国近世社会の法的身分の編成原理からすれば一面的な理解であり、高橋氏の身分制論は日本史研究に見られる身分の理論的理解を相対化する素材を提供したものとと言える。

法的身分は国家の関与を俟って成立するという身分編成原理は、法的主体性を具えた中間的諸団体・法共同体の存在を欠くという専制国家中国の国制構造の下では論理的に当然想定できる現象であり、近年の社会史研究が指摘した社会集団・組織と国家との関連性——中核となる特定個人の存在に依存して人々が結集するという結合形態に規定されて、社会集団・組織は安定性・永続性をもち得ず、それゆえ社会集団・組織が果たした機能は最終的には国家の介入によって永続的な編成・遂行が行なわれてゆくという姿¹³——とも極めて整合する。

三 中国近世の身分制の展開

高橋氏の史料分析は正確であり、氏が論じた個別の身分の成立要件の認識に関する限り、少なくとも筆者は間然する所がない。しかし、高橋氏の身分制論の理論的体系——国家の支配理念から演繹的に設定された身分を「国家的身分」と定義し、唐朝の「国家的身分」(奴婢・部曲身分)の編成原理は地主佃戸関係の形成をはじめとする良民間の私的支配隷属関係の展開のために放棄され、宋朝は私的支配隷属関係を公認して法制上に反映・昇華させる「帰納的反映論」的身分(雇傭人・佃客身分)へ身分編成原理を転換したという体系的理解には、疑問を抱かざるを得ない。最後に、この体系的理解を検討することを通して、中国近世の身分編成原理の特質と歴史的展開に関する鄙見を整理することしよう。

疑問の一つは、「国家的身分」の定義についてである。高橋氏は、「国家的身分」を単に国家の法令に規定されたという意味ではなく、国家の支配理念から演繹的に設定された身分として厳密に規定する。だが、「国家的身分」をこのように狭く定義することに筆者は躊躇を覚える。奴婢・部曲身分と雇傭人・佃客身分とが身分の性格を大きく異にすることは確かである。それは、奴婢・部曲の身分が社会全体の中に特定の位置を占めるのに対して、雇傭人・佃客の身分が雇主・田主との間に個別的に成立することに如実に現れている。しかし、国家の支配理念が作用するのは、「国家的身分」のみに限らない。高橋氏が「帰納的反映論」的身分として規定した雇傭人・佃客身分の成立にも、現実の社会関係の中のいかなる現象を身分認定の相対的基準(雇傭人の場合、契約書・年限の有無、雇傭期間の長短、衣食の給養の有無、主人との同居可否かなど)とするかという点において、国家の支配理念は大きく関わっている。高橋氏が本書の第三章で論じた国家が雇傭人・佃客に法的社会的格差を設定する根拠としての「恩義」(その内実は衣食の給養と婚配)は、その具体例のほずである。

筆者は、「国家的身分」の定義を高橋氏のいう「演繹的設定論」的身分に限定するのではなく、日本・西欧の中世後期・近世のような社会的レヴェルで自律的に成立する身分を「社会的身分」と規定し、その対比において帝政中国の法的身分

を国家の関与に依存して成立するという意味で広く「国家的身分」と規定し、高橋氏のいう「演繹的反映論」的身分と「帰納的反映論」的身分は「国家的身分」の枠内での身分編成の技術的差異ととらえるのが適當ではないかと考える。

二つは、高橋氏の生産関係・社会構成理解についてである。宋代以降の身分編成原理を「帰納的反映論」的身分とする高橋氏の理解は、宋代以降の社会の基本的生産関係・社会構成に関する理解に由来するものである。第五章・第六章に見られるように高橋氏は、中国における封建制の存在は否定しつつも、宋代以降の基本的生産関係を雇主・雇傭人関係とともに私的支配隷属関係、「他人の労働力の保有」と見る地主佃戸関係に求め、経済的支配階級の地主は地主であることによつてのみは支配の正当性を確立することができず、官僚や士人として専制国家の中に地位を得ることによつて支配の正当性を獲得したと構想する。地主が支配の正当性を確立しえない要因については、かつて宋代の抗租に関する専論において次のように構想している。宋代の佃戸の小経営は地主あるいは国家の物質的関与なしでは再生産されないまでに不安定であり、また佃戸相互の共同体的諸関係・地縁的結合関係も未成熟であり、それゆえ地主は共同体的諸関係を媒介とした規制力¹¹を確立できず、専制国家に依存する存在であつたといふ。

筆者は、宋代の小経営の不安定性、共同体的諸関係の欠如、またそれに規定された地主の非領主化という点については高橋氏の指摘に同意するものの、基本的生産関係を地主佃戸関係に求める点に関しては、高橋氏と異なり、基本的生産関係は国家と人民（地主も含む）の間に存在し、地主佃戸関係は副次的な生産関係であつたと考えている。¹²筆者と高橋氏の理解の相違は、中国史の事実認識ではなく、経済的範疇における所有、前近代階級社会における所有の重層性（自己の労働に基づく所有と他人の労働の搾取に基づく所有との重層性）という歴史理論¹³の有効性を認めるか否かに起因すると思われるため、ここでは次の点のみを指摘しておきたい。地主佃戸関係を基本的生産関係とする理解においては、専制国家による剰余労働の収取と社会的共同業務の遂行を通じた社会全体の再生産、また地主層も他の人民と同様に経済外強制に基づく剰余労働収取の対象であつたという現実を十分に論理化することが困難であり、専制国家という国家形態の問題は理念のレ

ヴェルで議論されるに止まる傾向がある。本書においても高橋氏が国家の支配理念の問題の重要性を強調するのは、身分という研究対象の性格に起因すると同時に、地主制論が内包する問題点と無関係ではないように思われる。

また、高橋氏は雇主—雇傭人関係とともに田主—佃客関係を私的支配隷属関係、「他人の労働力の保有」ととらえているが、前者はともかく後者を私的支配隷属関係と規定すべきだろうか。田主と佃客の間に人格的差等が設定されていたとは間違いない。しかし、佃客の実態の多くは、自らも土地を所有する主体の自小作農であり、税役負担者でもあった。筆者は、高橋氏のいう「他人の労働力の保有」の意味が十分に理解できないのであるが、そうした点を考慮すれば、田主—佃客関係は「人身の所有」という意味での支配隷属関係ではなく、人格的恭順を伴う相互依存関係としてとらえるのではないかと考える。

三つは、唐宋変革における身分編成原理の転換についてである。高橋氏は、宋朝は唐朝の「國家的身分」原理を放棄し、「帰納的反映論」的身分へ身分編成原理を転換したと主張する。だが、まず確認しておくべきは、宋代以降も高橋氏のいう「帰納的反映論」的原理が身分編成の全体を覆ったわけではないことである。高橋氏の主張の直接的論拠は雇傭人・佃客身分であり、いうまでもなく国家の制度・支配理念を原基とした官—民の区別は存続した。また、いかに少数かつ民間には流通せず同時代人の意識にも上らなかつたとはいえ、前代と同様、皇帝による良民身分の剥奪という手続きを経て成立する奴婢は官衙や功臣の下に官奴婢として存在し続けた。よって、宋代以降の身分編成は、高橋氏の用語で言えば前代からの「演繹的設定論」的身分と「帰納的反映論」的身分との二つから構成されるようになったといえよう。

では、宋代以降に新たな「帰納的反映論」的身分が登場したのはなぜか。高橋氏は、その原因を宋朝が良民間の私的支配隷属関係を体制的に公認したことに求める。しかし、こうした理解以外にも、「帰納的反映論」的身分の登場を説明することは可能であろう。唐宋変革において身分制が最も大きく変化した点は、高橋氏が指摘したように私奴婢が消滅した（発生源である私奴婢が消滅したことによって、部曲も必然的に消滅した）こと、言いかえれば、官衙や功臣の下に置かれたこく

少数の官奴婢を除いて人民はすべて良民とされたことにあると筆者は考える。良民とは皇帝の礼制的秩序に包摂され皇帝と直接的な関係にある者であり、唐代には良民を介して皇帝と間接的に関係する賤民が一定の比重をもって存在した(漢口重國氏の推定によれば、唐代の賤民の数は最大で四・五〇〇万人、通常では二〇〇万人前後であったという)のに対して、宋代では官奴婢以外の人民がすべて良民として皇帝と直接の関係に置かれた。これは、皇帝の一元の支配の拡大に他ならない。宋代において雇傭人・佃客身分という新たな「帰納的反映論」的身分が形成されたのは、私的支配隷属関係を公認したためではなく、皇帝による一元の支配の拡大の結果、良民間の人格的差等の設定が新たに必要になったための現象とも考えることができよう。

また、唐宋変革における身分制の変化を皇帝の一元の支配の拡大ととらえた方が、官吏登用制度や国家機構の発展といった他の変革現象とも整合的にとらえることができる。明代における庶民の奴婢保有禁止規定についても、明太祖・朱元璋の復古的な支配理念に基づく特異な規定としてではなく、宋代以来の理念を継承してより厳密に国法上に規定したものとして位置付けることができよう。

こうした身分制に見られる皇帝の一元の支配が変質するのは、高橋氏が明らかにしたように明末以降であり、清・雍正五年の条例によって売買を通じた良民の奴婢化の途が拓かれたことが決定的である。売買を通じた良民の奴婢化の公認は、ほぼ同時期に進行した全国一律の鄉村統治組織による人民編成の消滅、具体的な人身把握の放棄(「盛世滋生丁」の設定と地丁銀制の普及)などとともに、中国専制国家による社会統合力の低下を象徴する現象といえよう。

総じて、高橋氏の所論を検討すると、「唐宋変革」唐代における良民の賤民保有を認めたと十分な皇帝支配から宋代における皇帝の一元の支配の拡大へ↓「明初」皇帝の一元の支配の徹底↓「清・雍正五年」皇帝の一元の支配の放棄、というように中国近世における身分制の展開を見通すことができるのではないだろうか。

筆者が浅学を顧みず小論の筆をとつたのは、本書に接して鄙見を整理する機会を得たことともに、昨今さらに進行したかと思われる日本史・西洋史・東洋史の間の分断的状况に一石を投ずることになればと思つたからである。小論が比較身分制史研究の何らかの一助となれば幸いである。浅学ゆえ本書の豊富な内容と著者の真意を十分に理解できていない点多分にあることを恐れている。著者と読者の方々に御海容を乞う次第である。

註

- (1) 水林彪「国制の比較史的研究のための枠組みについて」(一九九二年、鈴木正幸・水林彪・渡辺信一郎・小路田泰直「比較国制史研究序説—文明化と近代化」一九九二年、柏書房、所収)、同「比較国制史・文明史論対話」(同右書)。
- (2) 岸本美緒「比較国制史研究と中国社会像」(「人民の歴史学」一一六、一九九三年)。
- (3) 仁井田陞「中国の農奴・雇傭人の法的身分の形成と変質—主僕の分について」(一九五一年、「中国法制史研究—奴隸農奴法・家族村落法」—東京大学出版会、一九六二年、所収)。
- (4) 石母田正「政治史の対象について」(一九五七年、「石母田正著作集」第一三卷、岩波書店、一九八九年、所収)。
- (5) 安良城盛昭「日本中世社会における家父長的奴隸制」(一九七七年、「日本封建社会成立史論 上」岩波書店、一九八四年)。
- (6) 宮澤知之「宋代農村社会史研究の展開」(谷川道雄編「戦後日本の中国史論争」河合文化教育研究所、一九九三年)。
- (7) 渡辺信一郎「富豪層論—八、九世紀を中心に—」(「中国古代社会論」青木書店、一九八六年)、同「唐宋变革期における農業構造の発展と下級官人層—白居易の慙愧」一九八四年、同右書、所収)。「宋代先進地帯の階層構成」(「鷹陵史学」一〇、一九八五年)。
- (8) 足立啓二「中国封建制論の批判的検討」(「歴史評論」四〇〇、一九八三年)。
- (9) 拙稿「中国史研究の『地域社会論』—方法的特質と意義—」(「歴史評論」五八二、一九九八年)。
- (10) 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」(一九八一年、「都市と近世社会を考える—信長・秀吉から綱吉の時代まで—」朝日新聞社、一九九五年、所収)。
- (11) 高橋昌明「中世の身分制」(一九八四年、「中世史の理論と方法—日本封建社会・身分制・社会史」校倉書房、一九九七年、所収)。
- (12) 前掲註(9) 拙稿、ならびに拙稿「郷村制の性格—理論的再検討—」(「中国の歴史世界—統合のシステムと多元的發展—」汲古

書院、近刊予定)。

(13) 高橋芳郎「宋代の抗租と公権力」(宋代史研究会編「宋代の社会と文化」汲古書院、一九八三年)。

(14) 拙稿「中国前近代史把握の方法に関する断章—中村哲編「東アジア専制国家と社会・経済」をめぐって—」(「新しい歴史学のため」二一四、一九九四年)。

(15) 中村哲「奴隸制・農奴制の理論—マルクス・エンゲルスの歴史理論の再構成」(東京大学出版会、一九七七年)。

(16) 濱口重國「唐王朝の賤人制度」(東洋史研究会、一九六六年) 五七五頁。

(17) 前掲註(14) 拙稿。

〔付記〕本稿は、一九九九—二〇〇〇年度科学研究費補助金奨励研究(A)「南宋—明初期の地方行政改革に関する研究」の成果の一部である。

(いとう まさひこ・中国近世史)